

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

塩尻市固有の歴史的風致を構成する歴史的建造物のうち指定・登録等の文化財については、これまでも文化財保護法をはじめ、長野県並びに塩尻市の文化財保護条例に基づき保存・活用に取り組んできました。しかし、塩尻市には指定・登録等の文化財以外にも歴史的建造物が多数存在しており、歴史的風致の維持向上を図るうえで、これらについても適切な保存・活用が求められています。

このことから、それぞれの重点区域内において、歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保存を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項に基づき「歴史的風致形成建造物」に指定します。これにより、既往の指定・登録等の文化財及び未指定の歴史的建造物の保存・活用を推進し、塩尻市固有の歴史的風致の維持向上に寄与します。また、指定した歴史的風致形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物または重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物等に該当するに至った場合、または、焼失、毀損その他の事由により、指定の理由が消失した場合は、指定を解除します。

また、今後もそれぞれの重点区域内において必要に応じて歴史的建造物の調査を行い、その結果により随時、歴史的風致形成建造物の追加指定を行っていきます。

2. 歴史的風致形成建造物の指定の基準

歴史的風致形成建造物の指定の基準は次のとおりとし、その基準を満たす建造物を指定します。ただし、指定にあたっては、さらに、「概ね築50年程度経過しているもの」、「所有者または管理者等により今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれるもの」、並びに「所有者の同意が得られているもの」のすべての要件を満たすものとし、

【指定の基準】以下のいずれかに該当するものを指定します。

- ①建造物の形態・意匠または技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

3. 歴史的風致形成建造物の指定の対象

歴史的風致形成建造物の指定の対象は次のとおりとし、前項の基準を満たし、

かつ下記の対象内から指定します。

【指定の対象】以下のいずれかに該当するものを対象とします。

- ①文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ②長野県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③塩尻市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④その他、塩尻市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が必要と認めるもの

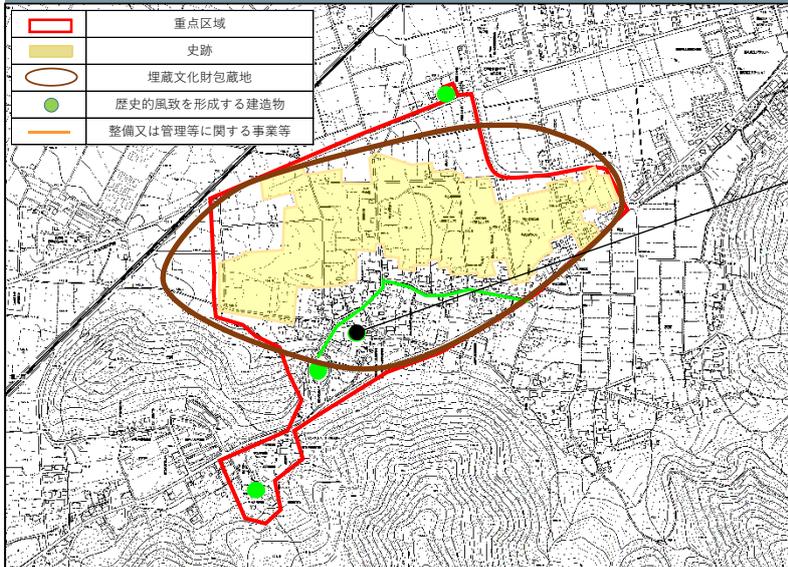
4. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の候補は、それぞれの重点区域内で、それぞれの歴史的風致を構成する以下の建造物とします。

指定候補

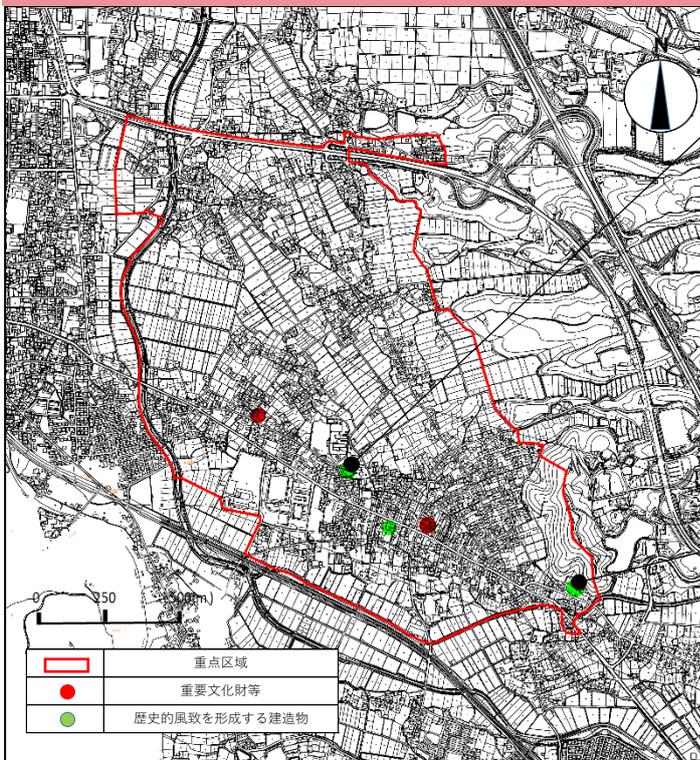
No.	写真	名称	所在地	所有者	建築年代	指定等区分	関連する主な歴史的風致	関連する重点区域
1		伊夜彦社 本殿	宗賀 平出	伊夜彦社	江戸 後期	市指 定有 形文 化財	歴史の里 ひらいで にみる歴 史的風致	歴史の里 ひらいで 重点区域
2		阿禮神社 本殿	塩尻町	阿禮神社	江戸 中期	未指 定	阿禮の里 にみる歴 史的風致	阿禮の里 重点区域
3		阿禮神社 拝殿	塩尻町	阿禮神社	大正	未指 定	阿禮の里 にみる歴 史的風致	阿禮の里 重点区域
4		永福寺 観音堂	塩尻町	永福寺	江戸 末期	市指 定有 形文 化財	阿禮の里 にみる歴 史的風致	阿禮の里 重点区域
5		永福寺 仁王門	塩尻町	永福寺	明治	市指 定有 形文 化財	阿禮の里 にみる歴 史的風致	阿禮の里 重点区域

歴史の里ひらいで重点区域



No.1 伊夜彦社 本殿(宗賀平出)

阿禮の里重点区域



No.2 阿禮神社 拝殿(塩尻町)

No.3 阿禮神社 本殿(塩尻町)

No.4 永福寺 観音堂(塩尻町)

No.5 永福寺 仁王門(塩尻町)